

令和4年度

空港におけるカーボンニュートラル化実施計画策定支援事業

【募集要領】

令和4年6月

航空局航空ネットワーク部空港技術課・空港計画課

[目次]

1. 概要	3
1. 1 背景・目的	3
1. 2 用語の定義	3
1. 3 本委託の内容	3
(1) 概要	3
(2) 検討テーマ	4
(3) 実施項目	4
(4) 作成物・納入物	5
(5) 対象空港	5
(6) 委託期間	5
(7) 委託費の上限	5
(8) 経費の計上	5
2. 応募資格等	7
2. 1 応募資格	7
2. 1 参考見積もりの提出	7
3. 応募方法	8
(1) 応募期間	8
(2) 提出先	8
(3) 提出方法	8
(4) 提出書類	8
(5) その他	8
4. 応募後の流れ	9
4. 1 選定	9
(1) 審査	9
(2) 案件の採択	9
4. 2 契約等	9
(1) 契約	9
(2) 委託金の支払時期	9
(3) 支払額の確定方法	10
(4) 一括再委託等の禁止	10
(5) その他	10
5. その他	11
(1) 反社会的勢力との関係が判明した場合	11
(2) 個人情報の管理	11
(3) 空港における CO2 削減に関する検討会等への情報提供の協力	12

1. 概要

1. 1 背景・目的

我が国においては、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2°Cより十分下回るよう、更に1.5°Cまでに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

国土交通省航空局においては、2021年3月に「空港分野におけるCO₂削減に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、空港における脱炭素化に向けて、空港施設・空港車両等からのCO₂排出削減方策や空港の再エネ拠点化等について検討を行い、2022年2月に空港脱炭素化の目標や工程表をとりまとめました。

今後、各空港における脱炭素化に係る事業の実施にあたっては、各事業の実施計画策定及び実施体制構築を円滑に行うことが必要であり、これに向けて航空局では、実施計画策定や実施体制構築を行う際の知見等をとりまとめることとしております。

本公募は、空港脱炭素化に係る事業について、各空港の特性に応じた具体的な実施計画策定及び実施体制構築を行うとともに、他空港や他事業者の参考となるよう、実施計画策定及び実施体制構築の過程で得られた知見等のとりまとめを行う委託先を募集するものです。

1. 2 用語の定義

本募集要領で用いる用語の定義は以下のとおりです。

実施計画	空港脱炭素化に係る事業の円滑な実施にあたって必要な計画で、導入設備の詳細や採算性等についての検討結果をまとめたもの。
実施体制	実施計画に従って事業を行う際の事業主体や事業スキーム。
検討対象事業	実施計画策定及び実施体制構築の対象となる事業。
本委託	実施計画策定及び実施体制構築を行うとともに、その過程で得られた知見等のとりまとめを行うことの委託。

1. 3 本委託の内容

(1) 概要

下記（2）に示す検討テーマのうちいずれか1つ以上を対象として、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な実施計画策定及び実施体制構築を行うとともに、他空港や他事業者の参考となるよう、実施計画策定及び実施体制構築の過程で得られた知見等のとりまとめを行うことについて委託します。

(2) 検討テーマ

●空港建築施設の省エネ化

テマ1 施設・設備の省エネ化

テマ2 空港建築施設のエネルギー消費等の見える化システムの導入

●空港車両のEV/FCV化等

テマ3 EV/FCV化による空港運用への影響を最小限に抑える方法

テマ4 EV/FCVステーションの整備及び運営

テマ5 共有化の観点を踏まえたEV/FCV化

テマ6 バイオ燃料の調達規模及び供給方法

●再エネの導入促進

テマ7 太陽光発電設備（蓄電池含む）の導入

テマ8 太陽光発電設備以外の再エネ設備（蓄電池含む）の導入

テマ9 空港間連携による再エネ化率向上

テマ10 空港内での水素利活用にあたっての水素供給方法

テマ11 水素による蓄電方策の検討

●地上航空機からのCO₂排出削減

テマ12 移動式GPUの導入

●横断的取組

テマ13 空港内のエネルギー・マネジメントシステムの構築

●その他

テマ14 空港アクセスからのCO₂排出削減

テマ15 その他空港の脱炭素化に資すると認められるもの

※2つ以上の検討テーマを選択可能。

※可能な範囲で、検討内容に地域連携・レジリエンスの観点を盛り込むことが望ましい。

(3) 実施項目

実施項目は下記を想定しております。

- ・実施計画策定及び実施体制構築
- ・実施計画策定及び実施体制構築の過程で得られた知見等のとりまとめ

※なお、実施計画策定及び実施体制構築のために必要な事項として、

- 現状把握
- CO₂削減効果・採算性等を踏まえた最適な事業パターンの検討
- 法規制面・技術面等の留意事項を踏まえた整備方法検討
- 事業主体・スキームの検討

➤ 関係者ヒアリング・協議

などを想定しておりますが、上記に示す事項はあくまで一例ですので、各空港の特性に応じて必要な事項の精査を行っていただき、適宜追加等を行ってください。また、各事項について具体的にどのような観点で実施計画策定及び実施体制構築を行うのかについて、申請書類に可能な限り詳細に記載してください。

(4) 成果物

委託期間終了時までに、報告書（紙媒体2部（A4判）と電子媒体1式（DVD-R等））を成果物として航空局に納入していただきます。

※報告書には、実際に策定した「実施計画」と、実施計画策定及び実施体制構築の過程で得られた知見等を含むこととします。

※報告書に含めていただく「実施計画」について、委託期間終了後にその内容の変更等を行う場合には航空局の確認は要しないものとします。

(5) 対象空港

全ての空港

(6) 委託期間

委託業務の契約締結日～（令和5年3月31日までで設定された期日）を予定しています。

※最終的な委託期間については、航空局と調整したうえで委託契約を締結することとします。

(7) 委託費の上限

1者あたり2,000万円を上限とします。

※1者が複数空港の検討を行う、もしくは1者が複数テーマで検討を行うことなども可能ですが、いずれの場合も委託費の上限は1者あたり2,000万円となります。

※最終的な委託内容や金額については、航空局と調整したうえで委託契約を締結することとします。

(8) 経費の計上

本委託の対象とする経費は、委託内容の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
1. 人件費	本委託に従事する者の作業時間に対する人件費

2. 事業費	
旅費	本委託を行うために必要な出張に係る経費
会場費	本委託を行うために必要な会議等に要する経費
謝金	本委託を行うために必要な謝金(会議に出席した外部専門家に対する謝金 等)
備品費	本委託を行うために必要な備品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	本委託を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	本委託を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、本委託のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
印刷製本費	納入物等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	本委託を行うために必要な経費のうち、本委託のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料金等) 水道光熱費(電気、水道、ガス) 設備の修繕・保守費 翻訳通訳・速記費用 文献購入費 等
3. 再委託・外注費	応募者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他者に再委託するために必要な経費 ※ただし、一括再委託等を行ってはならない。詳細は項目 4. 2 (4) を参照すること。
4. 一般管理費	

なお、下記に示すものについては経費として計上できません。

- ・建物等施設に関する経費
- ・委託内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・委託内容の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他委託に関係ない経費

2. 応募資格等

2. 1 応募資格

本委託の対象者は、対象空港における空港管理者、空港内事業者その他民間事業者※とします。

なお、応募後に本委託の対象者となる JV 等の設立を予定している場合、出資を予定している者の連名で応募してください。

※空港施設・空港車両を所有、管理もしくは運営を行う者

上記と連携して空港脱炭素化の取組を行い、検討対象事業の実施主体となることを予定している者

対象空港及びその周辺の用地において再エネ導入を行うことを予定している者 等

2. 1 参考見積もりの提出

本委託の実施に要する費用（実施計画策定及び実施体制構築並びにその過程で得られた知見等のとりまとめに係る費用）について、参考見積もりを提出するものとします。なお、あくまで見積もりは参考であり、航空局の負担を保証するものではありません。

※単に「本委託の実施に要する経費 1式 ○○万円」とのみ記載されているものは不可とします。本委託の実施にあたりどのような作業項目が必要なのか、また、それぞれの項目についての必要数量や単価など、可能な限り詳細な金額根拠を記載してください。

※詳細な金額根拠を示せない項目については、客観的に妥当な金額であることを示す資料などを用意し、必要に応じて応募書類に添付してください。

※委託契約を結ぶまでの間に見積もり内容についての詳細資料の提出等を求めることがありますので、事前に御了承ください。

3. 応募方法

応募者は下記に示す書類を作成し、航空局宛てに提出するものとします。
なお、書類提出後、必要がある場合は補足資料の提出、担当者へのヒアリング、メールによる確認等を行う場合があります。

(1) 応募期間

令和4年6月6日（月）～令和4年6月29日（水）17時〔必着〕

(2) 提出先

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課（担当：谷、木村）

空港計画課（担当：美野、田中、濱本）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 : 空港技術課 03-5253-8725 又は 03-5253-8726

空港計画課 03-5253-8717 又は 03-5253-8718

Eメール : 空港技術課 tani-t89k3★mlit.go.jp、kimura-m2mm★mlit.go.jp

空港計画課 mino-t2rm★mlit.go.jp、tanaka-t97by★mlit.go.jp、hamamoto-s97h3★mlit.go.jp

（★を@に変えて送信してください）

(3) 提出方法

書類等の提出は、Eメール又は郵送等で行ってください。

なお、郵送等で提出される場合は、封筒の表面に〔空港におけるカーボンニュートラル化実施計画策定支援事業〕と朱書きしてください。

(4) 提出書類

①応募申請書 1部 ※様式1

②業務計画書 1部 ※様式2

③業務計画の概要資料 1部 ※様式3

④参考見積もり 1部 ※様式自由

⑤上記①～④の電子データ

・PDF形式でご提出ください。（ただし、③はPower Pointファイルも提出）

・郵送等で提出される場合は、DVD-R等の記録媒体によりご提出ください。

(5) その他

・郵送等により提出される場合には、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合にあっては、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。

・提出された書類等は返却いたしません。

・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

4. 応募後の流れ

4. 1 選定

(1) 審査

応募期間中に応募のあった案件について、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

- 本委託の目的の理解度
- 本委託に要する経費及びその内訳の妥当性
- 委託期間の妥当性
- 本委託の成果の横展開の可能性
- 知見等のとりまとめにあたり考慮すべき観点の具体性
- 本委託を応募者が行うことの優位性
- 空港管理者等の関係者との合意形成
- 検討対象事業の対象空港における必要性・効果

※申請額の合計が予算の範囲を上回る場合には、上記項目の内容を勘案して優先順位をつけた上で、採択案件を決定致します。

※審査の結果、優先順位が同列となる案件があった場合、他の応募状況を踏まえつつ、可能な限り検討テーマが多くなるよう採択案件を決定する場合があります。

(2) 案件の採択

(1) に示す審査・評価の観点に基づき航空局が申請書類を審査し、学識経験者等からの意見を聴取した上で、航空局が採択案件を決定した後、航空局により応募者に対し、審査の結果を通知します。

結果の通知時期は令和4年8月上旬頃を予定しております。

4. 2 契約等

(1) 契約

委託先として採択された応募者（以下、「委託事業者」という。）は、航空局との間で委託契約を締結するものとします。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、航空局との協議を経て、委託内容や金額等に変更が生じる可能性があります。

(2) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、委託事業終了後の精算払いとなります。

(3) 支払額の確定方法

委託終了後、委託事業者より提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(4) 一括再委託等の禁止

- ・委託事業者は、業務の全部を一括して、又は委託契約時の仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。
- ・委託事業者は、前項の主たる部分のほか、航空局が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。
- ・委託事業者は、前二項の場合を除き、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、航空局の承諾を得なければなりません。ただし、航空局が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではありません。
- ・その他必要な事項については委託契約時の契約書等において定めるものとします。

(5) その他

- ・(1)～(4)に記載している事項のほか、必要な事項については委託契約時の契約書等において定めるものとします。

5. その他

(1) 反社会的勢力との関係が判明した場合

- ・本公募への応募者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
 - ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ)①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ)①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑧も掲げる者を利用したと認められること。
 - (二)①～⑧に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - (ホ)その他①～⑧に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- ・応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後に判明した場合であっても、採択を取り消します。
- ・また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、前項と同様の取扱とします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を行い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他①～④に準ずる行為

(2) 個人情報の管理

本公募への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場

合を除きます。)

- ・本公募における委託事業者の審査・選考・業務管理のため。
- ・採択後の事務連絡、資料送付等のため。

(3) 空港におけるCO₂削減に関する検討会等への情報提供の協力

本公募において採択された案件については、航空局が開催する「空港におけるCO₂削減に関する検討会」及び「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」等において情報提供を行うことが考えられるため、情報提供にご協力いただくことを予めご了承ください。